

## 【別表1】 法定資格に基づき当該資格に係る業務に従事する者

※試験対象者となる法定資格及び受験資格コード

受験資格 コード番号	資 格
101-000	医師
102-000	歯科医師
201-000	薬剤師
202-000	保健師
203-000	助産師
204-000	看護師
205-000	准看護師
206-000	理学療法士
207-000	作業療法士
208-000	あん摩マッサージ指圧師
209-000	はり師
210-000	きゅう師
211-000	栄養士(管理栄養士含む)
212-000	義肢装具士
213-000	言語聴覚士
214-000	歯科衛生士
215-000	視能訓練士
216-000	柔道整復師
301-000	社会福祉士
302-000	介護福祉士
303-000	精神保健福祉士

※1 **法定資格に基づく業務については**、資格等取得証明書に記載された**登録年月日より、実務経験として認められます**。登録日以前の期間は実務経験に算入できませんのでご注意ください。

※2 当該資格を有しながら、**要援護者に対する直接的な援助ではない業務（研究、教育、営業等）を行っている期間は、実務経験期間には含まれません**。

例：平成20年4月1日付けで病院での看護師として採用

平成20年4月13日に看護師免許取得(免許登録)

この場合、「看護師」の実務経験と認められるのは、資格を取得した平成20年4月13日からです。実務経験証明書は、「免許等の登録日」以降の期間を証明してください。